

浄化槽を設置のみなさまへ

徳島の美しい水環境を
次の世代へ引きついでいきましょう！

公益社団法人徳島県環境技術センター

浄化槽の維持管理契約のしおり

1. はじめに

浄化槽が本来の機能を発揮するためには、**適正な維持管理「保守点検・清掃・法定検査」が大変重要な役割**を果たしています。

ですから、法律で定められたこの三つ（**保守点検・清掃・法定検査**）の業務を適切に行うため、標準契約書による契約を行うことを規定しました。

この標準契約システムは、適正な維持管理を確保し、徳島県の水環境を保全することを目的としています。

2. 浄化槽を使用するにあたって必ず守らなければならないこと

浄化槽を使い始めたときは**使用開始報告書**を提出してください。

浄化槽の**保守点検**を4ヶ月に1回以上実施してください。

浄化槽の**清掃**を年1回以上実施してください。

浄化槽をご使用の際は、浄化槽に負担をかけないようにご使用ください。

浄化槽が故障等の場合は、委託した保守点検業者へ連絡してください。



3. 浄化槽の機能保証について

使用開始後5年間は、保証制度により保証されていますので安心です。

10人槽以下の浄化槽は、機能保証制度の対象となっています。機能異常が生じた場合は、検査機関までご連絡下さい。

保証登録されたものかどうかは、工事業者にお問い合わせ下さい。

1)保証期間

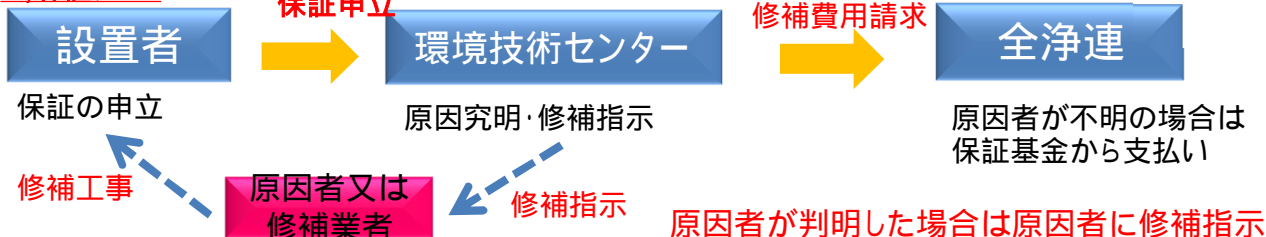
槽本体 使用開始日から**5年間**
駆動部分・散気管 使用開始日から**1年間**

2)保証範囲

法第7条及び11条検査に於いて、施工上の瑕疵により保証登録浄化槽の機能に異常があると判定された場合です。（10人槽以下）



3)保証フロー



4. 標準契約システム

浄化槽の維持管理は、「標準契約書」で適正におこないましょう！

契約は楽で簡単

保守点検・清掃・法定検査の依頼がまとめて契約でき煩わしさはありません

安心です

料金が明示されており安心です。もし故障等で困ったときでも窓口1本で迅速に対応、安心してご使用いただけます。

便利です

口座振替にすると、年間の委託料が、分割、しかも自動引き落としで支払いでき便利でらくです

とっても楽で安心よ♪



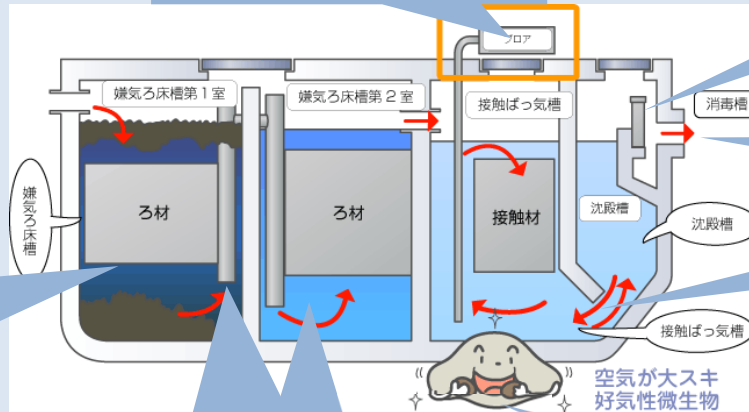
浄化槽は維持管理が大切です

5. 浄化槽のしくみ

空気を送り水を攪拌し、微生物に酸素を供給します。

定期的に消毒剤を補充し、大腸菌等を殺菌します。

水の中の大きな汚れを取り除き、留めておく部屋です。



消毒された上澄みのキレイな水が放流されます。

微生物などが大きな固まりとなって下に沈みます。

空気を好む微生物により、水に溶けた汚れを分解します。

6. 各業務の役割

空気の嫌いな微生物がろ材に溜まった汚れ(有機物)を分解します。

1) 保守点検

保守点検とは、単位装置の点検・調整又はこれらに伴う修理をする作業をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況を点検、異常や故障を早期に発見し、予防措置を講ずる作業で、年4回以上実施します。

2) 清掃

清掃とは、浄化槽の使用に伴い、必ず発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業をいい、年1回以上必要です。

3) 法定検査

初回に行う法第7条に規定した検査は、主に工事が適正に行われているかどうかを検査します。その後も年に1回、現場では維持管理が適正に行われているか、また処理された水を持ち帰り、国で定める基準値以下になっているかを高度な検査機器を使って検査します。もし、処理状態が悪い場合は、原因を調べ、キレイな水になるよう指導助言致します。

浄化槽の場合

微生物が働きやすい環境を保つよう日頃のメンテナンス作業

使用に応じて機器の調整や消毒剤の補充を行い、安全な水にして放流します。

保守点検

汚泥厚、スカム厚、ばっき状況などの確認、逆洗の実施やブロウ点検、消毒剤の補給

清掃

付属機器の洗浄、汚泥やスカムの引き抜きなど

法定検査

放流水が国の基準値を超えていないか、安全な水かなどを検査します

適正に工事が行われ、適正に管理されているか、又放流水の水質は、国の基準が守られているかをチェックします。BOD20/ml以下

車にとえると

日頃の点検

安全走行ができるよう、日頃のメンテナンス作業

安全走行のため定期的に修理工場などで点検・調整を行います。

- ・エンジンオイルの点検や交換
- ・タイヤの点検や交換
- ・ブレーキの点検・調整
- ・ライト・ストップランプ等の調整や交換
- ・ウオッシャー液補充など

車検

環境に与える影響(CO2)や安全走行に支障がないかを陸運事務所では検査します

- ・保安部品・安全装置等が法律どおり整備されているか
- ・排気ガスの濃度が基準内の濃度かなどを検査



浄化槽を大切に使ってください

7. 維持管理作業のスケジュール

浄化槽工事完了

設置工事は県に登録した工事業者が行います。

保守点検の実施

県に登録した保守点検業者に委託して、使用開始直前に初回の保守点検を実施してください。

使用開始報告書提出

使用開始後30日以内に使用開始報告書を管轄の環境技術センター支所へ提出してください。

浄化槽の保守点検(機器の点検調整・修理)

保守点検は、4月に1回以上実施します。

設置状況検査の実施(法第7条)

浄化槽の工事が適正に行われているか、浄化槽の本来の機能が発揮され、適正な水質が保たれているかを検査します。

使用開始後
4～8ヶ月以内に実施

知事指定検査機関(環境技術センター)が実施します。

外観検査
水質検査
書類検査

浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き等)

市町村長の許可を受けた業者に委託し、年1回以上実施します。

浄化槽の定期検査(法第11条)

浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われているか、また、放流されている水質が国の基準値以下の水質を保たれているかを検査します。

7条検査後
1年毎に1回実施
に実施

知事指定検査機関
(環境技術センター)
が実施します。

外観検査
水質検査
書類検査

8. 正しい使用方法

浄化槽は正しく使って負荷をかけないようにしましょう！



料理くずや残飯は回収し生ゴミに出しましょう



料食器の汚れは拭き取ってから洗いましょう



洗剤は正しく量って適量を使いましょう！



米のとぎ汁は植木に散水しましょう！



料理は必要な量だけ作りましょう

浄化槽についてのお問い合わせは下記まで

徳島県知事指定検査機関

公益社団法人徳島県環境技術センター

徳島市津田海岸町2-33 TEL088-636-1234 FAX088-636-1122

